

## 福祉文教委員会会議録

開閉日時 令和8年3月18日（水） 午前10時00分～午前11時4分

会 場 高浜市議場

### 1. 出席者

1番 橋本 友樹、 6番 今原ゆかり、 9番 長谷川広昌、 10番 北川 広人、  
12番 柴口 征寛、 14番 黒川 美克  
オブザーバー  
議長（3番） 神谷 直子

### 2. 欠席者

なし

### 3. 傍聴者

一般7名

### 4. 説明のため出席した者

副市長、教育長、  
企画部長、総合政策GL、秘書人事GL、  
福祉部長、介護障がいGL、健康推進GL、  
こども未来部長、こども育成GL、文化スポーツGL

### 5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記1名

### 6. 付議事項

- (1) 議案第10号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について
- (2) 議案第11号 高浜市職員の旅費に関する条例の一部改正について
- (3) 議案第12号 高浜市事務分掌条例の一部改正について

- (4) 議案第13号 高浜市障害者扶助料支給条例の一部改正について
- (5) 議案第14号 高浜市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- (6) 議案第15号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について
- (7) 請願第1号 加齢性難聴者への補聴器購入費助成を求める請願

## 7. 会議経過

### 委員長挨拶

委員長 本日、委員会の傍聴の申し出がありましたので、高浜市議会委員会条例第19条第1項の規定により、傍聴を許可しましたので御了承願います。

ただいまの出席委員は全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより福祉文教委員会を開会いたします。

### 副市長挨拶

委員長 去る3月10日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり、議案6件、請願1件であります。

当委員会の議事は、議案付託表の順序により逐次進めてまいります。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、副委員長の橋本友樹委員を指名いたします。

それでは、当局のほうから説明を加えることがあれば、お願いします。

説（企画部） 特にございませぬ。

委員長 これより質疑に入りますが、円滑な委員会運営のため、総括質疑との重複を避け、発言は議題の範疇を超えないようお願いいたします。

《議 題》

(1) 議案第10号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問(9) 駐車場の関係で、1か月5,000円を上限にするとあるんですけど、この5,000円に該当する職員がいるのかということと、今現在、対象の職員の方と平均の月額を教えてください。

答(秘書人事) 上限は5,000円としているんですが、実際には市の職員駐車場の金額を上限としておりまして、上限を1,200円と、月額1,200円としますので、5,000円が上限の職員はございません。

対象の職員数につきましては、現時点で通勤距離2キロ以上の職員なんですが、正規職員が152名、会計年度任用職員が85名の237名となります。1,200円が月額となりますので、年間1万4,400円、こちらが平均値になると考えております。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、議案第10号の質疑を打ち切ります。

(2) 議案第11号 高浜市職員の旅費に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問(1) 旅費に関するところですが、新たに包括宿泊費というのが設けられまして、これは旅行者がパックツアーですか、そういうことなのかなと思うんですが、これは包括で使うときは、旅行社さんの見積り、もしくは領収書を添付すれば、それで精算されるってことで考えているのかどうか、まずお聞かせください。

答(秘書人事) それぞれ2つありまして、包括宿泊費、交通運賃と宿泊費を合わせたものになりますのでパック料金になるんですけども、本人に支給する場合につきましては、本人から領収書であるとかそういった証拠書類を提出していただく場合と、あと、そういった宿泊プランを提供する旅行役務者に対しても、今回の条例で直接、旅費を支給することができるようになりますので、そういった旅行提供会社等から契約に基づき、

請求書の提出があった場合は、その請求書に基づき、その旅行役務提供者に対して支払いを、旅費の支給をするっていうこともできることになります。

問（１） もう一点、着後滞在費というのがありますけれども、これ何が入るのかよく分からないんですが、この内容について教えていただければと思います。

答（秘書人事） この着後滞在費につきましては、職員等が市役所以外の場所に転勤等で赴任した場合に、そこで住む家がまだ契約等ができてなくて、事前に、家に入る前にそちらに到着してしまった場合に、事前のその宿泊費をお支払するものになります。

問（９） 今回の改正で、従業員、職員に対して、不利となる改正はないということによかったですか。

答（秘書人事） 今回につきましては、基本的には、これまで宿泊手当等が上限額 1 万 1,500 円だったところが、上限が引き上げられる等、むしろ有利になるような改正が多いです。ただ、日当というものが今回なくなりまして、宿泊手当に変わります。日当につきましては、1 日につき 2,100 円でしたが、宿泊料になると 1 泊につき 2,400 円になりますので、1 日につきが 1 泊になりますので、1 日分は減額されるというところはございます。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、議案第 11 号の質疑を打ち切ります。

（３）議案第 12 号 高浜市事務分掌条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問（９） 今まで、財政、人事、企画が行財政改革っていうようなことをやってきたと思うんですけど、そこと、今回新設される行財政改革グループ、これはそこら辺のグループとどのようにうまく連携をして、しっかりと市の行財政改革をやっていくのか。そのあたりを教えてください。

答（秘書人事） 今回、行財政改革グループができて、中心的に行財政改革を進めていくんですが、それぞれプロジェクトを進めていく中のプロジェクトの中には、人事、

企画、財政の職員が事務局となって入っておりますので、そういった行財政改革グループを下で支えていくような形で共に連携して進めていく予定でございます。

問（10） この直轄組織の行財政改革推進というのは、ある程度、期限を切ってやっていくというおつもりなのか、それとも、当面の間、この形で進めていくと。常に、改革ありきということでやっていくつもりであるかというところをお聞かせいただきたいと思います。

答（秘書人事） 今回の目的といたしましては、行財政改革プランの作成を目的として、市として行っていくものになりますので、現状は1年間、こちらをしっかりと進めていくことを想定しております。

問（10） 我々議会としては、例えば、議決事項だとかそういったものが出てくるといふことを想定した場合に、所管をどうするんだということにつながっていくと思います。例えば、委員会付託をどうするのかというところがあるかとは思いますが、議決に当たるようなものをそのプランの中に盛り込む可能性があるかないかというのは、現段階で分かってみえれば教えてください。

答（秘書人事） 現時点で、プロジェクトの関係がありますが、各事業に係るものもありますが、組織改革等もございまして、組織になるとまた今回のような事務分掌の変更等もありますので、そういったところは議決をしていただく内容になることが想定されます。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、議案第12号の質疑を打ち切ります。

（4）議案第13号 高浜市障害者扶助料支給条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、議案第13号の質疑を打ち切ります。

(5) 議案第14号 高浜市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の  
制定について

委員長 質疑を行います。

問(12) 本制度については、申込状況や受入れ準備が進んでいるとのことなのですが、制度開始後にこの利用者の声や現場の負担、受入れ体制の課題などをどのように把握をし、必要な見直しにつなげていく考えか伺います。

答(こども育成) 今、受入れの準備等を、申請と面接等を順次行っておりまして、昨日時点で17人の申込みがございました。定員5名で午前、午後で、1日10人。月から金までの5日間で50人。高浜市、いわゆる定期型の利用ということで、毎週1回の利用を行って、2.5時間かける4週の10時間の利用ということを想定しております。

近隣市ですと、安城市、岡崎市が同様の受入れをしておりまして、受入れに対しての準備というものについては、おおむね順調に進んでおります。

問(12) 準備が終わって、その後の運営が、制度が開始されて運用されていくその過程で、どんな課題が出てきたとかの把握について、お願いします。

答(こども育成) 実際に運営していくに当たっての課題というものについては、今のところ特にはございませんが、実際に4月以降に行っていくに当たり、逐次、課題等も出てくると思いますので、そのあたりにつきましては、国、県、また近隣市にも確認をしながら、順次、対応をしていきたいというふうに考えております。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、議案第14号の質疑を打ち切ります。

(6) 議案第15号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問(1) 照明施設を使わなくなって廃止ということで、総括質疑で、たしか照明施設

どうするんだってということでお聞きしたところ、当面の間は残す、そのままであるという答弁いただいたと思うんですが、これ将来にわたって、どこかの時点で取り壊す予定なのか、もしくは、状況が変わったらまた利用しようと考えているのかどうかをお聞かせください。

答（文化スポーツ） 総括質疑でお答えしたとおり、当面の間は存置していくということで、例えば、流作グラウンドであれば、県の道路計画のほうが、今、事業化に向けた動きが進んでいるというふうに承知しておりますので、そういった時期を見て、撤去をしていくことになろうかと考えております。

問（12） その照明施設、当面存置するということなんですが、今後、利用しないその照明施設について、その安全管理や維持管理をどのように行っていく考えかをお願いします。

答（文化スポーツ） 照明としては使用してまいりませんが、当然残されるということでございますので、指定管理者、あるいは吉浜小学校のほうであれば学校でということになりますけれども、状況等を適宜、確認してまいります。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、議案第15号の質疑を打ち切ります。

（7）請願第1号 加齢性難聴者への補聴器購入費助成を求める請願

委員長 この件につきましては、提出者より意見陳述の申入れがありました。

陳述人は、陳述席へ移動をお願いいたします。

（陳述人 登壇）

委員長 ただいまより、意見陳述を行います。意見陳述の内容は、請願の趣旨、項目の範囲内に限ります。また、時間はおおむね10分以内となりますので、御了承願います。

それではお願いいたします。

意見陳述（陳述人） お許しをいただきましたので、加齢性難聴者への補聴器購入費助成を求める請願につきまして、述べさせていただきます。

本請願の請願事項は2つございます。

1つは、加齢性難聴者の補聴器購入費に助成制度を創設してください。

もう一つは、高齢者の健康診査に聴力検査を実施してくださいという内容です。

最初に、高齢者の健康診査に聴力検査の追加を、このことについて述べます。

私ごとになります。10年ほど前に両耳が突発性難聴になりました。自宅の庭先での出来事でしたが、つい先ほどまで聞こえていた様々な音が突然全く聞こえなくなりました。大変びっくりしました。それで、すぐに耳鼻科に行きまして診察を受けました。

その結果、医師から突発性難聴だと診断されました。また、耳の聞こえは元のように戻りにくいですよ、とも言われましたので、この先、一体どうなるんだろうと、大変、不安が募り、精神的にも落ち込みました。

そこで、このような体験を通して感じましたことは、耳の聞こえの衰えは、早期発見と早期治療が決め手だということでもあります。

一般的に、聴力は、高い音域から聞こえにくくなることが多いようですが、この点では私も当てはまりました。例えば、体温計の検温終了を知らせる「ピッ」という電子音が、以前から全く聞こえていませんでした。今思えば、このような一つの小さな音のサインが耳の衰えとは全く気づきませんでした。このことが大変悔やまれます。

このようなことから、難聴の早期発見や聴力レベルを客観的に認識できる仕組みとして、年に一度の住民検診時に聴力検査を実施することは、非常に意味のあることだと考えます。そこで、ぜひとも耳鼻科の医師を含めた地元の医師会の方々に、住民検診時に聴力検査を実施することについて協力要請を行って、この取組を高浜モデルとして進めていただきたいと思います。

次に、今一つの請願内容であります、加齢性難聴者の補聴器購入費に助成制度を、について述べます。

私は、現在、両耳に補聴器を装着しておりますが、日常生活において、補聴器はなくてはならない存在となっています。御案内のように、近年、国の厚生労働省は、難聴は認知症につながる危険因子の一つと、このように認めて、耳の聞こえの大切さを指摘しております。

それで、難聴となっている市民の方に補聴器を普及させることは、大変重要な施策だと考えます。また、補聴器の使用は高齢者の家庭内ひきこもりを抑制をし、社会参加への意欲を高めることが期待できるものとされています。さらに、このことによって、高

齢者の健康寿命を延ばすことになり、ひいては、高齢者の介護や医療にかかる費用を抑制することにも期待ができるものであります。

このようなことから、補聴器を必要とする方に大いに普及するために、補聴器購入費への公的補助制度をぜひとも創設をすべきだと思います。

最後に、本請願内容は、全国初の施策を当市に要望するものではありません。既に実施をされておる先進自治体に倣う、このことを要望しているものであります。

したがいまして、要望の実現に当たり、聴力検査の追加に問題があるとすれば、それをどのように解消しているのかを学べますし、学ぶべきです。また、補助につきましては、国や県がやることだとか、あるいは、市にはお金がないといったことの問題に対しましても、現在、国や県が補助を行っていない中、愛知県下では、今日、54の市町村の中で30の自治体が、率にして56%の自治体で実施をされているところであります。

さらに、予算がないとすれば、他市でも実施をされております法人市民税への不均一課税を当市も導入すべきではないかと考えます。当市で、資本金10億円以上の法人を対象に不均一課税を導入すれば、昨年度決算ベースで年間3億6,000万円を超す新たな税収増が見込めます。

ぜひ、議会として、タックス・ザ・リッチ「富める者に課税を」との立場で、政策を市当局に進言すべきであります。

以上、難聴者に優しいこのような高浜市になることを願ひまして、私の陳述といたします。

委員長 これをもって、意見陳述を終了いたします。

陳述人におかれましては、退席または傍聴席の移動をお願いいたします。

(陳述人 降壇)

委員長 それでは、請願第1号についての意見を求めます。

意(12) 今回の請願につきましては、私は紹介議員の一人として、その趣旨に賛同する立場から意見を申し上げます。

加齢性難聴は、日常生活やコミュニケーションに影響を及ぼし、高齢者の孤立や生活の質の低下にもつながり得る課題であると考えております。しかも、外見からは分かりにくく、本人が気づかないまま困難を抱えている場合もあることから、早期の把握や支援につなげていく視点が重要ではないかと考えます。

今回の請願は、高齢者向け補聴器購入費助成制度の創設と高齢者健診への聴力検査の

追加を求めるものであり、本市においても真剣に受け止めるべき内容であると考えます。

制度の在り方や実施方法について検討すべき点はあるとしても、高齢者の聞こえの課題に本市として向き合い、必要な支援の在り方を検討していくこと自体は、大変意義のあることではないかと考えております。

以上の立場から、本請願には賛成いたします。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、請願第1号についての意見を終了いたします。

以上で、付託された案件の質疑及び意見は終了いたしました。

委員におかれましては、引き続き、請願第1号にかかる自由討議を実施いたしますので、そのままお待ちください。

当局の方は、退席していただいて結構です。ただし、自由討議中に当局への質問が出た場合には、担当の部長、グループリーダー等をお呼び出しいたしますので、控室でお待ちいただきますようお願いいたします。なお、自由討議終了後は、各部長に御連絡いたします。

一般の方の傍聴は自由ですので、退席する必要はございません。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時29分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

《自由討議》

(1) 請願第1号 加齢性難聴者への補聴器購入費助成を求める請願

委員長 ただいまより、自由討議を実施します。

それでは、自由討議実施に当たり、次の事項が申し合わせされておりますので、御了

承をお願いいたします。

まず、委員の方の発言は、挙手をもって委員長の指名により発言をお願いいたします。次に、委員長の発言も可とし、副委員長との交代なしで発言させていただきます。次に、自由討議の終了時間は、委員長の判断で決定いたしますが、最大30分を目安とします。

確認事項としまして、その発言は委員会記録の中に記載されることとなりますので、御承知願います。以上であります。

それでは、まず自由討議の提案者であります、柴口征寛委員に自由討議すべき課題、論点等について、御説明、御意見ををお願いいたします。

意（12） 今回の請願につきましては、私も紹介議員の一人として、その趣旨に賛同しております。

加齢性難聴は外見からは分かりにくい一方で、日常生活やコミュニケーションに大きな影響を及ぼし、高齢者の孤立や生活の質の低下にもつながり得る課題であると受け止めております。

一方で、本市としてこのような支援を行う必要性をどう考えるのか、また、行政としてどこまで関与すべき課題なのかなど、議員として判断すべき点もあるかと考えております。

そうした点について、採決の前に、委員それぞれのお考え、問題意識を出し合いながら、本請願の論点を深めることに意義があるのではないかと考え、自由討議を提案したものです。

私自身も紹介議員として、請願の趣旨には賛同しておりますが、同時に、委員の方々がどのような視点でこの問題を受け止めておられるのかを伺いながら、議論を深めたいと考えております。よろしくをお願いいたします。

委員長 それでは、請願第1号について、御発言をお願いいたします。

意（1） 今回、加齢性難聴の方に補聴器の購入の補助をしていただきたいということで、もちろん耳が遠なっちゃって不便ということも分かりますし、補聴器って大変高額なものですから、それに対して補助が欲しいといった思いっていうのは分かりますし、できればしてあげたいというのはもちろん思っております。

しかし、やはりこの今の高浜市の財政を考えると、今すぐこの助成制度っていうのをつくるっていうのはいかなものなのかなというふうに考えております。確かに、ほかの自治体でも多くのところがこの助成制度のようなものというのをつくっておられ

て、近隣市でも刈谷市さんや安城市さんにはあると思います。ただ、やはり、あるからといって、財政力っていう面でいいますと大変違いがありまして、やはり刈谷市でいいますと、財政力指数が1.36幾つで、安城市でも1.29418ありますし、高浜の場合1.06310っていうぐらいの財政力の差がある。同じような制度をつくってもらっているのは、少し難しいのかなというふうに考えております。

議会での議決というのは大変重いものがあると考えておりますので、ここで市に対してこれをつくれと議決してしまうっていうのは、財政力を考えずにしてしまうっていうのは少し無責任なのかなと思っておりますので、私としては、この請願、残念ですが、取り上げることには反対であると、意見とさせていただきます。

意（12） 財政面、これ踏まえる必要があることはそのとおりだと思います。ただ、だからといって直ちに不可能と決めつけるべきではないかとも考えております。ちょっと今回計算をしてみたんですが、正確な所要額は制度設計によって変わりますけれども、近隣自治体の実績を基に、高浜市の高齢者人口を機械的に置き換えると、例えば、所得制限を設けず購入費の一部を助成している安城市の制度を参考にした場合で、約75万円。住民税非課税世帯に限定して助成している岡崎市、この制度を参考にした場合で約8万円程度が一つの目安になるかと考えております。もちろん単純比較ではありますけれども、制度設計によっては比較的小規模な予算から始める余地があることは示されているのではないかと考えております。

意（10） まず、加齢に伴う難聴によって日常生活に不便を感じておられる方っていうのは、十分にその御苦勞を理解をさせていただいてるつもりです。また、聞こえの問題っていうのが生活の質に与える影響というものも実際あることであろうというふうに思いますけれども、その中で、特に加齢性難聴に対しての補聴器の購入の公費補助という限定的な形の中で、政策として進めていくにはどうだろうかという疑問が少し出てまいります。

例えば、公平性の観点から言うと、視力ですとか歩行機能とかそういう身体的に様々なハンディキャップが加齢によって起こって見える方っていうのはいるわけです。先ほど柴口委員が言われたように、金額で言うとこれぐらいのものですよというようなお話がありましたが、果たしてそのピンポイント的な部分でこの金額っていうレベルのことではなくて、政策としてお金を使うっていうのは、広く多くの方々に必要とされるものを優先すべきであるというふうに思いますので、この公平性のところというのは少し気

になるところであります。

それから、財政負担の話は、先ほど橋本委員が言われておりましたけれども、財政的に言いますと、2つ考えられます。

1つは一番初めの、その補聴器の購入っていうところに対してでありますけれども、補聴器はもうピンからキリまでであるという時代であります。特に今は、聞こえの段階、音の段階って言うんですかね、音階みたいなものに対して、ピンポイントで聞こえない音と聞こえる音、音程、音響、そういうのが全部細かくパソコンで設定ができるというものがあるというふうに聞いてます。高いものだと30万も40万もするというお話も伺ったことがあります。それをどこまでのものをどのように補助するのかということによって、お金が大きく変わっていくというのが一つある。

それからもう一つは、聞こえというのは、補聴器をつければ治るわけではありません。加齢性は特に、さらにそこから進む可能性があります。ということは、補聴器自体は、例えばチューニングをしなければならない、あるいは買い替えなければならない、そういうようなことが起こった場合に、これ永遠とその財政負担というのは、補助負担というのは続くような気がします。簡単な話ではなくて、その方にいかにいいように使われる、住民の税金が使われていくのがいいのかということを見ると、その財政負担と制度をどこのレベルまで考えていくのかというところの議論も当然やらなければならない。

そして、橋本委員が言われましたように、高浜市においては、非常に財政的には今困難な状態である。安いから大丈夫、やれますよという話ではなくて、やはりそのプライオリティをどのように持っていくかという政策的根拠、これが一番大事ではないかなというふうに思います。それから、今、既存の制度としては、身体障害者手帳の対象となる重度難聴者に対しては補装具費支給制度というのが、これは全国共通であるわけですので、そこでまずもってカバーされている。これはもう加齢性、要は高齢者に限らず、対象となるものでありますので、これは本当に人として生きていく中で補助すべきことであるという優先順位だと私は理解をしております。そういうところをしっかりと制度として、高浜はよそを向いちゃつとということではないというところは、ここで申し添えておきたいなというふうに思います。

ただ、一番初めに言ったように、請願の趣旨というのは十分に理解をしますし、制度的にしっかりと考えるべきことであるとは思いますが、また、今、実際、他市では実施がされているというお話もありました。それを考えると、こういう請願は地方の

自治体に求めるべきことではなくて、国においてやっていただくような動きにしていくほうが正しいのかなという気がします。あれだけ騒いでも何しても動いてくれなかった給食費が、現状、一部無償化あるいは補助という形で、もう来年度からはそれが動き始めるという事実が物語っていると思います。しっかりとそういう声を国に向けて上げていくということは、議員として考えていくべきことかなということを思います。

以上を申し上げましたけれども、私としては、この請願は高浜市においてやってほしいという請願ですので、いささか残念ではありますけれども、賛成というふうには言えませんので、よろしく願いをいたします。

意(14) 私は、今、北川さんが言われることも分かりますし、それから柴口さんが言われたこともよく分かります。

それで一つ考えていただきたいのは、先ほども請願者の意見陳述の中でありました、高齢者の健診の中に聴力の検査が入っていないと。これ私も役所のほうに確認したんですけども、やはり高浜は福祉の高浜ということで、今までも長いこと高齢者福祉やなんかのことについてはやってきたわけですので、ぜひその辺のところも十分踏まえて、この請願の趣旨が徹底できるような、そういったことをこれからもやっていただきたいと思いますし、私は紹介議員にもなっておりますので、この意見には賛成させていただきますけれども、先ほど言われたような意見も分かりますので、ぜひそういったことも踏まえた形で、皆さん方に少しでも役に立つような、そういう制度をつくっていただきたい、そういうふうに思います。

意(9) 先ほど、請願者のほうから話を聞いて、すごくお気持ちも分かりますし、ショックの度合いとかも想像、自分がもしそういうふうになったらすごくショックを受けるし、不安だらうなっているのはすごく想像できます。

なので、ぜひそういった購入費の補助を導入したいっていう気持ちは一個人としてあるんですけども、やっぱり議員としては、いろいろな公平性とかいろんな総合的な観点から見ていかなければならないということで、こういった補聴器の補助は、やっぱり僕は、国がしっかりと制度設計して、地方にしっかりとそういった必要な方があればそこにはしっかりと手当をしていくということをしていってほしいなって考えています。補助金の制度もあるし、全国で保険適用を考えていくとか、いろんな考え方があると思うので、そこは地方自治体として国にしっかりと要望とかして行って、ぜひ請願者が言われるようなことを実現して行ってほしいなっていうふうに考えております。

意（12） 今回のこの請願、高齢者だけを対象にして不公平じゃないかという話があったんですけども、ただ、今回のこの請願については、若い世代への支援を否定するものではなくて、まず、加齢性難聴という、この高齢期に多く見られる課題に着目をして、高齢者向け助成制度の創設を求めるものです。

実際、近隣自治体でもこの65歳以上を対象としている例が多く、一部、18歳以上もあるんですが、ほとんどが65歳以上になっておりまして、まず高齢者を対象に制度を始めることには、この一定の合理性があると私は考えております。

あと、補聴器のこの価格、これもピンからキリまで幅があるんですが、そのとおりだと思っております。ただ、だからこそ多くの自治体では全額補助ではなく、購入費の一部助成や上限額を設けた制度設計とされております。

今回の請願も、この高額な補聴器をそのまま公費で負担することを求めるものではなく、高齢者の購入負担を一定程度軽減する仕組みを求めるものと受け止めております。

したがって、価格差があること自体、これは制度創設を否定する理由とはならず、むしろ助成額や上限額をどう設計するかという論点ではないかと私は考えております。

また、こうした制度を国が本来しっかり制度を設けていただくことが大事なんですけど、国に求める必要性については、今後それが必要でないかと私も考えております。

意（10） 聴力検査のお話ありがとうございました。聴力検査っていうのは、確かに入れることによって有効な部分もあるかとは思いますが、一番問題なのは、加齢性難聴の定義であります。加齢性難聴っていうのは、例えば、これも論文でも発表されていることなんですけども、60歳以上でいうと、難聴の自覚症状があるかないかというのが加齢性難聴の定義として出ております。というのは、聞こえるか聞こえないかっていうのを、例えばヘッドホンをつけて、音をだんだん大きくして行って、どこのレベルから聞こえるとか、あるいは高音域で音を出してこの音が聞こえるか聞こえないかかっていうような聴力検査をしても、それが加齢性難聴かどうかという判断は、その方の年齢とそれから普段の生活の中における聞こえによって決まってくるというのが定説だというふうに聞いております。ですから、それを考えると、単純に聴力検査を足せば、加齢性難聴の方々に対して警鐘を鳴らすことができるということ、そういったことにつながるというふうに端的に考えるべきものではないというふうに思います。

それから、もう一つは、補聴器をどのような目的で使うかというところでもあります。難聴の方、加齢性に限定しなくてもそうですけども、先ほどの陳述者の方もそうですけ

ど、突発性という方も見えます。いかなる場合でもそうですけど、難聴の方の聞きをよくするためのトレーニングみたいなものに補聴器を使うというそういう考え方もありますけども、それは主に脳の中に対しての刺激をしっかりと取り込むことによって聞こえの、要は、原音聴力って言うんですけど、人のしゃべってる言葉を理解をする聴力。これを脳を刺激することによって上げていくと。そのために、人の言ってることを聞き取りやすくするために補聴器をつけるという話があるのが、この原音聴力と言うんですけども、これに対してもまだやればすごく効果が上がってるというようなデータまでは出ていないというふうに私は思っております。

聴力検査においても、様々な聴力の検査の仕方によって金額が変わっていくものですので、一般的に、我々っていうか、私の年齢でいう小学校ぐらいのときの学校で行った検診での聴力検査みたいなものだと、多分、今だと1,000円とか1,500円ぐらいのプラスでやれると、検診においてね、よくプラス幾らでこういう検査が増えますよっていうのがあると思いますけれども、やれるとは思いますが。ただ、それが加齢性難聴を防ぐため、あるいはそれを自分がそうなるんだということを知るために有効かどうかっていうと、その有効かどうかの判断がつかないっていうところですので、やはりそのところはやっぱり慎重になるべきかなということを思います。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 それでは、私の意見を述べさせていただきます。

本請願の趣旨には理解をいたしますが、補聴器自体、個々の聴力や生活環境にも応じた調整が必要であり、また、継続的なフォローが必要になります。また、その効果には個人差があるとされております。

こうした特性を踏まえますと、一律の助成については、慎重な検討が必要ではないかと感じております。今、皆様が言われたように、高浜市では今大変厳しい、限られた財源の中ですけれども、その優先順位ですとか、制度の公平性も含め、現時点では慎重な立場を取らせていただきたいと思います。

本市での制度の設置は厳しいと考えておりますので、ぜひ、国での制度設置をお願いしたいと考えております。以上です。

意（10） 自由討議が終わってから、発言の機会をいただきたいんですけども、よろしいですか。

委員長 はい、承知いたしました。

ほかに。

意見なし

委員長 ほかに御発言もないようですので、これで請願第1号についての自由討議を終了いたします。

これより採決に当たり、当局の方が入場しますので、ここで暫時休憩とし、委員会につきましては、10分後の11時2分に再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時59分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、北川委員から発言を求められていますので、許可をいたします。

意（10） 発言の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

久しぶりの自由討議ということでやらせていただいたんですけども、当局におかれては、退席しても構いませんよというのが自由討議のルールではあります。しかしながら、いろいろと考えておったら、例えば、今回の場合、請願でありましたけれども、例えば陳情であってもこれが採択された場合には、当局側っていうのは何らかの動きを取らなきゃいけないということにつながるというふうに私は思ってます。それぐらい議会の議決は重いもんだというふうに思ってます。ですから、今後、もしここでよろしければというお話をさせてもらいますけども、担当部局だとか、例えば正副市長だとかは、やっぱりその自由討議の場において、我々の意見をしっかりと聞きをいただいたほうがいいんじゃないかなという気がいたします。

それを委員長から議長に、委員会のほかの委員の皆さんが御同意いただけるのであれば、委員長から議長に申入れをしていただいて、議長から当局のほうに申入れをしていただくことをお願いをしたいと、こういうことを言わせていただこうと思ってお時間を

いただきました。いかがでしょうか。

委員長 そのような御意見がありました。委員会として議長に申入れをさせていただくことでよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それでは、私委員長から議長に申入れをさせていただきますので、御一任いただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

《採 決》

(1) 議案第10号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(2) 議案第11号 高浜市職員の旅費に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(3) 議案第12号 高浜市事務分掌条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(4) 議案第13号 高浜市障害者扶助料支給条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(5) 議案第14号 高浜市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の  
制定について

挙手全員により原案可決

(6) 議案第15号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(7) 請願第1号 加齢性難聴者への補聴器購入費助成を求める請願

挙手少数により不採択

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。

お諮りいたします。

審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

副市長挨拶

委員長 以上をもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

終了 午前11時4分

福祉文教委員会委員長

福祉文教委員会副委員長